

移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して利根町に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に町外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

(1)住民票を移す直前の10年間について、下記①～②のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。	
(2)住民票を移す直前の1年間について、下記①～②のいずれかに該当する		はい・いいえ
<input type="checkbox"/>	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
<input type="checkbox"/>	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	

下記(1)～(5)のいずれかに該当する		はい・いいえ
(1)就職に関する要件(一般の場合) 下記①～⑦の 全て に該当する		
<input type="checkbox"/>	①都道府県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。	
<input type="checkbox"/>	②勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	
<input type="checkbox"/>	③就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
<input type="checkbox"/>	④週 20 時間以上の無期雇用契約であること。	
<input type="checkbox"/>	⑤求人への応募日が当該求人のマッチングサイトに掲載された日以降であること	
<input type="checkbox"/>	⑥申請日から5年以上継続して当該就業先に勤務する医師を有していること	
<input type="checkbox"/>	⑦新規の雇用(転勤, 出向, 出張, 研修等による勤務地の変更を除く)であること。	
(2)就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①～③の 全て に該当する		
<input type="checkbox"/>	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。	
<input type="checkbox"/>	②勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること	
<input type="checkbox"/>	③週 20 時間以上の無期雇用契約であること。	
<input type="checkbox"/>	④申請日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること	
<input type="checkbox"/>	⑤新規の雇用(転勤, 出向, 出張, 研修等による勤務地の変更を除く)であること。	
<input type="checkbox"/>	⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	

(3)テレワークに関する要件 下記①～⑤の全てに該当する

<input type="checkbox"/>	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
<input type="checkbox"/>	②異動日から申請日までの間、勤務日の1/5を超えて所属先企業等へ行かず、本町において業務を行っていること
<input type="checkbox"/>	③国が別途実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))の対象事業による支援、助成を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	④勤務先から通勤手当(定期券相当)の支給を受けていないこと。(出社実績に応じて実費支給はOK)
<input type="checkbox"/>	⑤申請者又は同一世帯の者が町内において住宅を新築もしくは購入したこと。(申請日までに購入予定も含む)。

(4)関係人口に関する要件 町内の学校を卒業した者又は町内に通算3年以上居住したことがある者で下記①～③のいずれかに該当する

<input type="checkbox"/>	①茨城県内で週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請時点で就業していること。
<input type="checkbox"/>	②茨城県内で起業したもの
<input type="checkbox"/>	③千葉県印西市、我孫子市、柏市又は栄町で週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。

(5)起業に関する要件

<input type="checkbox"/>	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた日から1年以内であり(予定を含む)、申請日から5年以上当該起業した事業を継続する意思を有すること。
--------------------------	--

下記①～②の全てに該当する

はい・いいえ

<input type="checkbox"/>	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
<input type="checkbox"/>	②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

下記の全てに該当する

はい・いいえ

<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。
<input type="checkbox"/>	申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、1年以内である必要あり)